

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和元年 10 月 11 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 場 所 仮本庁舎 4 階 第 1 委員会室
3. 出席委員
会 長 田口 安克 副会長 瀧上 信光
委 員 大野 京子 委 員 川村 延彦
委 員 塩田 喜美子 委 員 芝田 康雄
委 員 竹本 礼一 委 員 塚本 福二
委 員 知久 有美 委 員 松丸 陽輔
委 員 光岡 勝恵
4. 欠席委員
委 員 後藤 晃司 委 員 滝沢 晶次
委 員 中田 和典 委 員 藤井 丈
5. 事務局 大津総務部長 吉田職員課長 遠山職員課主幹
藤本職員課主任 星野職員課主任
6. 提出資料
資料 3 1 給与勧告の骨子
資料 3 2 令和元年 8 月 7 日付け人事院勧告の概要
資料 3 3 市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の期末手当について
資料 3 4 議長、副議長、議員の期末手当について
資料 3 5 給与改定の変遷（一般行政職）
資料 3 6 特別職と一般職の比較について（令和元年度）
7. 会議概要

田口会長

只今より、第 6 回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

それでは、「会議次第」に沿って審議会を進めてまいります。

始めに、次第の「2 会議公開等について」を議題といたします。

本日の会議内容につきましては、後ほど事務局から説明がありますが、個人情報に該当するような資料や説明はないということです。非公開とする事項はありません。

この場合、会議は公開することとなっております。

したがって、本日の会議は公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 全員賛成 —

田口会長

それでは、本日の会議は「公開」といたします。

続きまして、第5回の会議録についてですが、皆様に配布させていただいた議事録から変更がございませんでしたのでご報告いたします。

続きまして、前回ご要望のございました資料につきまして、事務局の方で参考資料を用意させていただきましたので、まずは事務局の方から説明していただきます。

事務局

本日配布させていただきました、参考資料の1～3につきまして順にご説明させていただきます。(参考資料1～3の説明)

田口会長

ありがとうございました。

前回皆様からご要望のありました内容について説明していただきましたが、ご質問等はいかがでしょうか。

質問もないようですので、会議次第「3 議事」に入ります。

始めに、「(1) 令和元年人事院勧告について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

事務局

議題(1)の「令和元年人事院勧告について」につきまして、事務局からご説明させていただきます。(資料3 1の説明)

田口会長

資料3 1までの説明で何かご意見やご質問がございましたら、挙手の上お願いいたします。

ご質問もないようですので、資料3 2から資料3 6につきまして事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

事務局

資料3 2から資料3 6につきまして、事務局からご説明させていただきます。

(資料3 2～資料3 6の説明)

田口会長

ありがとうございました。

資料3 1から資料3 6までの説明で何かご意見やご質問がございましたら、挙手の上

お願いいたします。

A 委員

市川市の地域手当が12%になったのはいつからですか。

事務局

平成31年の2月議会において議決され、平成31年4月から地域手当が12%となっております。市川市に勤務している国家公務員の地域手当は10%ですが、近隣の船橋市や浦安市に勤務する国家公務員の地域手当は12%となっております。また、江戸川区においては20%の地域手当が支給されており、優秀な人材確保のためにも地域手当の2%引上げを実施したところでございます。

A 委員

江戸川区は地域手当が20%で間違いありませんか。

事務局

はい、現在の江戸川区の地域手当は20%になります。

A 委員

わかりました。ありがとうございました。

B 委員

資料32について質問をしても宜しいでしょうか。

資料32の中で給料表を国と同様にするとありますが、これは国の考え方と同様に初任給や30歳代半ばまでの若年層職員の給料月額を引き上げるということですか。

事務局

市川市の給料表は国に準じた内容となっておりますので、おっしゃるとおり国の考え方と同様に主に若年層の給料月額を引き上げるということになります。

B 委員

今回の引上げ対象となる人数はわかりますか。

事務局

平成31年4月の時点で申しますと、本市全体で、およそ1,000人程度が対象となる見込みです。

B 委員

ありがとうございました。

田口会長

他にご質問がある方はいらっしゃいますか。

瀧上副会長

資料 3 1 の中で「指定職俸給表は改定なし」という記載がありますが、国の場合、指定職の改定率は特別職の改定率や議員の改定率と連動しているかと思しますので、特別職や議員給与の改定は行わないということですか。

事務局

本日、人事院勧告関連法案が閣議決定されましたが、今回の人事院勧告の趣旨は若年層の俸給月額を引き上げることですので、指定職のような高い職位にあたる職員については引き上げる要素はないということになるかと思われませんが、実際どのように連動しているかについては確認させていただきます。

瀧上副会長

連動については確認をお願いします。

期末手当の支給率や改定率については、本審議会の審議の対象外という認識でよろしいですか。

事務局

はい、おっしゃるとおり本審議会の対象となるのは、特別職等の報酬についてですので、期末手当の支給率等については審議の対象外ということになります。

瀧上副会長

特別職の給与改定条例は議会に諮るということですよ。

事務局

はい、今までの通例ですと一般職の給与改定条例と同じタイミングで特別職の条例も議会に諮ることになります。

瀧上副会長

本審議会において特別職の給与改定を行うかどうかの説明付けをする資料として、一般職との比較が重要になってくると思うので、今回の人事院勧告の考え方をこの審議会としてどう受け止めるかが議論の一番のポイントになってくると思います。

そこで、人事院勧告の累積改定率がどのように推移しているのかを確認していただ

ればと思います。

また、千葉市が市長給与の中に地域手当を含めることで、給与を引き上げた例がありますが、地域手当との関係をどのように考えるかを整理させていただいてもよろしいでしょうか。

事務局

人事院勧告の累積改定率と特別職報酬との関係性については確認させていただきたいと思います。

地域手当について、そもそも国家公務員における考え方は、日本における最低物価水準に合わせて給料表を作成し、地域ごとの物価水準の格差を埋めるための方法として地域手当を支給しておりますので、国の給料表を準拠している市川市の一般職給与については地域手当を支給することに議論の余地がないかと思います。

しかし、特別職の報酬については準拠すべき国の給料表がなく、各団体独自で報酬額を定めておりますので、千葉市のように地域手当として支給するのではなく、報酬の中に含んだ金額を設定するという考え方も成り立つのではないかと思います。

瀧上副会長

千葉市は他の特別職についても同様に、地域手当相当分を報酬額に含んでいる可能性があるということですか。

事務局

議員については地域手当という考え方はありませんが、各団体独自に金額を定めているところですので、地域手当相当分を加味した金額である可能性はあるかと思います。

また、千葉市に限らず地域手当を支給していない他団体についても千葉市と同様の考え方に基づいて特別職の報酬額を決定している団体があるかもしれませんので、そのあたりを補正した上で比較する必要があるのかもしれない。

瀧上副会長

これまで給与と地域手当とは全く別のものであるという認識の下、審議を行ってまいりましたが、千葉市のような例をみますと、地域手当を含めた金額について審議することも給与水準を考えるにあたっては必要なのではないかと思います。

田口会長

これまでよりも範囲を広げて議論する必要があるかもしれませんね。

瀧上副会長

今回市川市は地域手当が12%に上がりましたので、これをどのように評価するかも考える必要があるかもしれません。

事務局

今回千葉市のような地域手当相当額を含めて報酬額を定めている団体があることがわかりましたので、今後は他にもこうした団体があるのか整理したうえで議論する必要があるのかもしれない。

田口会長

前回の資料の中で各市の地域手当について触れているものがありましたよね。

事務局

確かに前回配布した資料の中に各市の地域手当が記載されているものがありますが、千葉市の地域手当は0%と記載されており、報酬の中に地域手当相当分が含まれているのかどうか確認ができないものとなっておりますので、今後の資料作成にあたっては工夫する必要があるかと思えます。

C 委員

これは持論ですが、市川市において地域手当が一律で12%に引き上げられたとのことですが、所得の低い世代にはもっと手厚い引き上げを実施してもいいのではないかと思います。

近年は人事院勧告に従い一般職の給与水準を引き上げる年が続いていますが、過去に給与水準を引き下げる内容の人事院勧告がなされた場合の特別職報酬をどのように取り扱ったのかお聞きしたいと思います。

また、景気が悪く税収が落ち込んでいる時期というのはどういった要因で市川市の税収が減少したのかについてもお伺いできればと思います。

景気が悪化した事で市川市の土地の評価額が下落したことが税収減少に影響しているのでしょうか。

事務局

まず1つ目のご質問ですが、特別職の給与については、平成15年と平成19年の過去2回引き下げが実施されております。

C 委員

その引き下げは当時の人事院勧告に習って実施されたのですか。

事務局

人事院勧告の内容も要素のひとつとして踏まえて実施されております。

当時は景気も悪く、人事院勧告により一般職の給与水準も下がっていましたが、特別職の報酬については人事院勧告の内容だけでなく、当時の景気状況等も踏まえまして、第11回及び第12回の審議会において給与を減額する内容の建議がなされ、実際に引

下げが行われました。

C 委員

ありがとうございました。

事務局

2つ目の質問ですが、市川市の主な税収源としては、資産に対して課税される固定資産税や都市計画税、所得に応じて課税される法人市民税や個人市民税がありますが、とりわけ景気の影響を受けるのは法人市民税や個人市民税となっております。

田口会長

景気によって固定資産の評価額が景気の影響を受けるのかどうかについてはいかがですか。

事務局

固定資産税については3年毎に評価を見直す制度になっておりますので、景気の影響を直ちに受けるものではありませんし、市川市は都心に隣接した土地柄ですので、景気の影響で評価額が下がりにくい特性があります。

瀧上副会長

市川市の特別職報酬については、平成19年に引き下げが実施されたのを最後に、現在に至るまで改定が行われておりませんが、平成19年以降も一般職給与については改定が行われているかと思っておりますので、平成19年以降で一般職と特別職給与の累積改定率を比較できるような資料を用意していただければと思います。

事務局

資料についてはご用意させていただきます。

瀧上副会長

また確認ですが、今年度の一般職給与については人事院勧告に合わせた改定が行われ、期末手当については、特別職を含むすべての職員を対象にした引上げを行う内容の条例案が、今度の市議会に提出される予定という理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい、おっしゃるとおりです。

瀧上副会長

ありがとうございました。

田口会長

その他にご質問がある方はいらっしゃいますか。

D 委員

前回依頼させていただきました、各市の副市長の人数がわかる資料を作成していただきありがとうございました。私の思っていた以上に副市長が2名在籍している団体が多いという印象を受けました。

市川市においては先日佐藤副市長が退職され、現在は1名となっておりますが、今後特別職の給与を審議する上で、市川市の副市長は1名として考えればよいのか、それとも2名として考えればよいのか、現時点で方針は決まっていますか。

事務局

9月議会の中で、市長は適切な時期に適切な任用をする旨の答弁をしておりますが、現段階で明確な方針は示されておられません。

D 委員

わかりました。ありがとうございました。

田口会長

その他にご質問がある方はいらっしゃいますか。

もしなければ、まだ発言されていない方々から一言ずつご意見を伺ってもよろしいでしょうか。

E 委員

平成19年から特別職の給与は据え置きとなっておりますが、この期間中も本審議会の対象外である期末手当や地域手当は引き上げが実施されており、年収自体は年々増加していることになるので、給与引き上げの可否については慎重な議論を重ねた上で判断すべきだと思いました。

F 委員

千葉市の例をみると、報酬内に地域手当相当分を含める方法も1つの手法として考えてみる価値はあるのではと思いました。しかし各団体によって事情が異なる部分もあるかと思しますので、可能であれば千葉市の事例における経緯を確認していただければ幸いです。

事務局

千葉市の経緯については確認させていただきます。

F 委員

よろしく申し上げます。

G 委員

地域手当の意義について、当初は地域格差解消のためのものでしたが、市の給料表を参考にしている中小企業も多く、全体的に地域手当の本来の意義が薄まってきているように思います。

給料の額面の見せ方が統一的に整理されればわかりやすくなりますが、団体によっては独自の給料表を使用しているところもあり、単純比較できない部分もありますので、職員募集の際に公開する初任給の額面などに気を配らないと、貴重な人材が他市に流れてしまうことにも繋がりがねないなど、市川市の立ち位置は難しいと思いました。

H 委員

私個人としては、以前事務局の方からお話のありました、報酬額を月単位で細かく比較する方法よりも年収で比較した方が類似団体と比較して考えやすいと思いました。

I 委員

本日の審議を通して、地域手当の意義に対する理解が深まりましたが、地域手当の考え方として、一般職の方と選挙で選ばれた市長を同等に適用するのか、地域手当の位置づけをどう整理するのが難しい課題だと思いました。

瀧上副会長

各手当の制度趣旨を踏まえ、月額比較、年額比較それぞれの考え方を整理していく必要があると思います。

田口会長

ありがとうございました。

月額比較や年額比較を多角的に検討し、審議を進めていくことが本審議会のあり方だと思っておりますので、今回の話を踏まえまして、また次回異なる視点から審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、ここで事務局から事務連絡として、今後の審議会の日程と審議内容について説明していただければと思います。

事務局

次回の会議については、令和2年1月10日（金）14時開催で、議題は、「令和元年度人事院勧告を踏まえた特別職の年収について」を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

開催場所につきましては、決まり次第ご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

田口会長

それでは、以上をもちまして、第6回市川市特別職報酬等審議会を閉会いたします。
皆様、どうもお疲れ様でした。

— 閉会 —